生徒の興味に着目した
知的財産に関する授業実践報告

東京都立総合芸術高等学校　千葉緑

東京都立総合芸術高等学校

- 平成２２年度開校

- 都立唯一の芸術を専門とする単位制高校
  - 美術科
  - 音楽科
  - 舞台表現科

美術科

- 専攻
  - 日本画
  - 油彩画
  - 彫刻
  - デザイン
  - 映像

舞台表現科

- 舞踊
  - クラシックバレエ
  - コンテンポラリーダンス
- 演劇

音楽科

- 専攻
  - 器楽
  - 声楽
  - 作曲
  - 楽理

行事

月		月	
4	新入生歓迎会	10	(舞)前期成果発表会 (音)オータムコンサート
5	(美)有志展・文化祭ポスター原画展 (舞)ジャパンダンスコンペティション (音)サマーコンサート	11	(音)定期演奏会
6	(美)美術館鑑賞教室 (舞)定期公演 (音)発表演奏会	12	(美)映像作品成果発表会 (舞)文楽鑑賞教室・ファイナルパフォーマンス (音)卒業演奏会
7	(美)写生合宿 (舞)歌舞伎鑑賞教室 (音)在校生コンサート	1	(美)2年次展 (舞)日本舞踊公開授業
8	(舞)全日本高校・大学ダンスフェスティバル	2	(美)1年次展 (舞)日本舞踊・狂言公開授業
9	文化祭 (美)コンクール展 (美)写生合宿展	3	三送会 (舞)後期成果発表会 (音)スプリングコンサート

※毎週火曜日：(音)Morning Concert

行事

月		月	
4	新入生歓迎会	10	(舞)前期成果発表会 (音)オータムコンサート
5	(美)有志展・文化祭ポスター原画展 (舞)ジャパンダンスコンペティション (音)サマーコンサート	11	(音)定期演奏会
6	(美)美術館鑑賞教室 (舞)定期公演 (音)発表演奏会	12	(美)映像作品成果発表会 (舞)文楽鑑賞教室・ファイナルパフォーマンス (音)卒業演奏会
7	(美)写生合宿 (舞)歌舞伎鑑賞教室 (音)在校生コンサート	1	(美)2年次展 (舞)日本舞踊公開授業
8	(舞)全日本高校・大学ダンスフェスティバル	2	(美)1年次展 (舞)日本舞踊・狂言公開授業
9	文化祭 (美)コンクール展 (美)写生合宿展	3	三送会 (舞)後期成果発表会 (音)スプリングコンサート

※毎週火曜日：(音)Morning Concert

授業計画について

授業構成

	美術科	舞台表現科	音楽科
1	知的財産権とその保護① 〔学習目標〕：知的財産権とその保護の目的を理解する 〔評価〕：情報社会における権利や法律について関心を持つことができる（関心・意欲・態度）		
2	知的財産権とその保護② 〔学習目標〕：著作権の取り扱い方について理解する 〔評価〕：知的財産権を保護する目的を理解できる（知識理解）		
3	個人情報とプライバシー 〔学習目標〕：個人情報、プライバシー等について知る 〔評価〕：個人情報を保護する目的を理解できる（知識理解）		
4	絵の制作	動画の制作	動画の制作*
5	専門家による知的財産権授業 〔学習目標〕：自分たちが著作権という中で当事者になる意識を持つ 〔評価〕：制作物に関してどの権利で保護されているか理解し制作物を作成できる（思考・判断・表現） 作品制作時に知的財産としての価値を考えて制作できる（技能） 著作権の当事者として意識を持つことができる（思考・判断・表現）		

*授業外で作成

産業財産権の区別

◆図 2　産業財産権の例（地面から浮きあがって走るバイク）

[1]坂村健ほか10名；改訂版　高等学校　社会と情報；数件出版（2018）

著作隣接権と実演家人格権

- 著作隣接権
  - 著作物等を「伝達する者」に対して付与される権利であり、実演家、レコード製作者、放送・有線放送事業者に認められている権利

- 実演家人格権
  - 著作人格権の中で特に個人が特定される実演家の社会的な評価や感情を守るために認められている権利

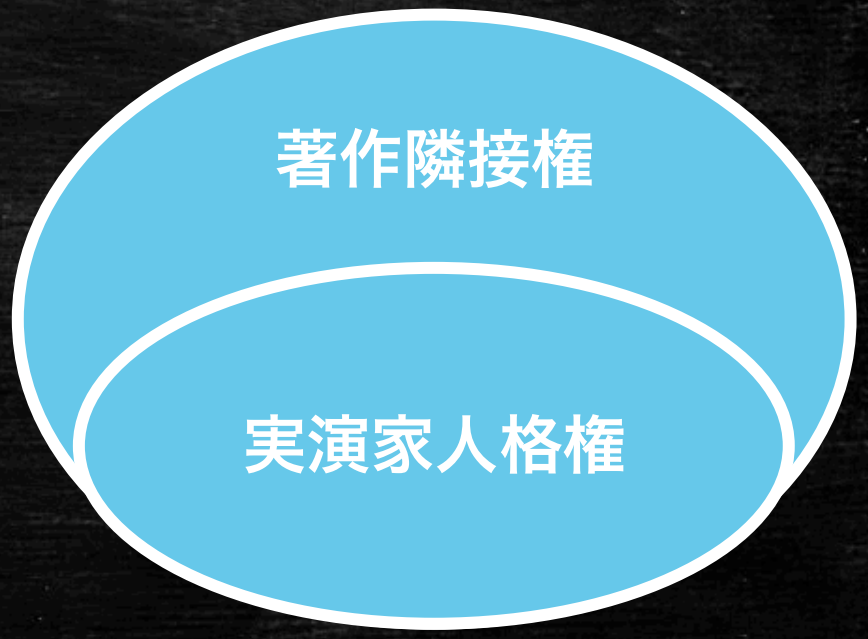

授業構成

	美術科	舞台表現科	音楽科
1	知的財産権とその保護① 〔学習目標〕：知的財産権とその保護の目的を理解する 〔評価〕：情報社会における権利や法律について関心を持つことができる（関心・意欲・態度）		
2	知的財産権とその保護② 〔学習目標〕：著作権の取り扱い方について理解する 〔評価〕：知的財産権を保護する目的を理解できる（知識理解）		
3	個人情報とプライバシー 〔学習目標〕：個人情報、プライバシー等について知る 〔評価〕：個人情報を保護する目的を理解できる（知識理解）		
4	絵の制作	動画の制作	動画の制作*
5	専門家による知的財産権授業 〔学習目標〕：自分たちが著作権という中で当事者になる意識を持つ 〔評価〕：制作物に関してどの権利で保護されているか理解し制作物を作成できる（思考・判断・表現） 作品制作時に知的財産としての価値を考えて制作できる（技能） 著作権の当事者として意識を持つことができる（思考・判断・表現）		

*授業外で作成

各学科の５時限目の内容

美術科
著作物の定義・自分が描いたイメージは著作物になるか・アイディアは著作物か・アートとデザインの違い（著作権と意匠権の違い）・著作者人格権と著作（財産）権の違い・複製・デザインの使用・著作物の保護期間
舞台表現科
動画の構成・著作物の定義・実演の定義・レコードの定義・保護期間・著作隣接権・映画の著作物・著作人格権・知的財産権・複製・著作隣接権・クレジット一覧から見る著作権
音楽科
映像の構成・著作物の定義・実演の定義・レコードの定義・保護期間・著作者人格権・複製・編曲・動画投稿サイト・商標権・実演家人格権・著作隣接権・音楽業界と著作権

美術科の実践

絵の制作

- 授業１時間を使用して絵の制作
- タイトル「情報」
- 紙：コピー用紙、A5サイズ
- 条件：制作日を入れる（美術科の先生には見せない）

著作物ではないものって？

思想又は感情を創作的に表現し、
文芸、学術、美術または音楽に属するものをいう。

→ これ以外のものは
著作物ではない。

「思想または感情」がないと
思われるもの

例）データ、事実など

「創作的」ではないと思われるもの

例）機械が撮った写真など

「表現した」と思われないもの

例）アイディアなど

「文芸、学術、美術または音楽」に
属さないと思われるもの

例）デザインなど

純粋美術（アート）と応用美術（デザイン）

著作物の特徴	著作権	意匠権
一品制作品 作品ごとに個性がある	○	×
量産品だが、鑑賞性がある 実用目的はない	○	○
量産品で実用的である 鑑賞対象部分が分離できないもの	×	○

著作者の持つ権利

誰かに勝手に

○○されない権利

権利の種類①著作者人格権

公表権	自分の著作物を勝手に公表されない権利 ※ただし、美術の著作物のオリジナル作品や未公表の写真の著作物を第三者に譲渡した場合は権利を主張できません。
氏名表示権	自分の著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合は、どのような表示にするかを決められる権利
同一性保持権	自分の著作物を勝手に改変されない権利

権利の種類②著作財産権

著作物の	有形的再製	複製権
	提示	上演・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権
	提供	頒布権、譲渡権、貸与権
二次的著作物の	作成	翻訳・編曲・変形・翻案
	利用	上記の各権利

※上映とは、映写機などの機械を通して著作物をスクリーンなどに映し出すということ

保護期間

① 実名（周知の変名）の著作物

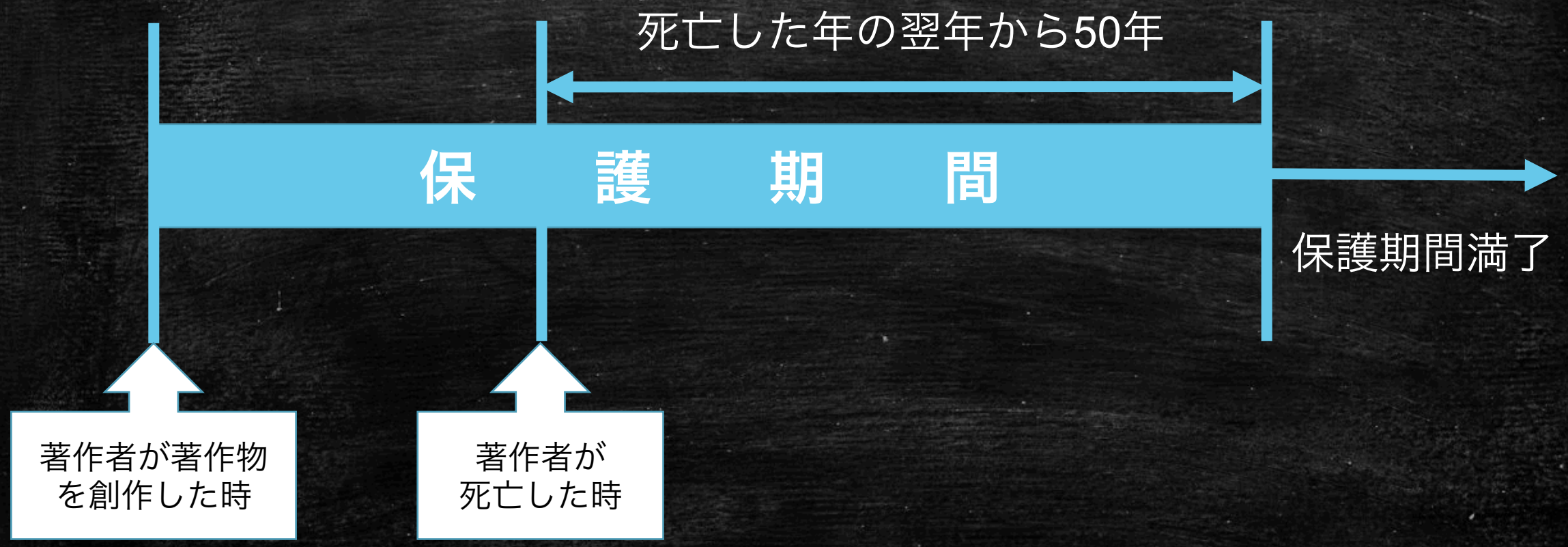

※共同著作物の場合、一番最後に亡くなった著作者の死後50年まで

保護期間

② 無名・変名の著作物

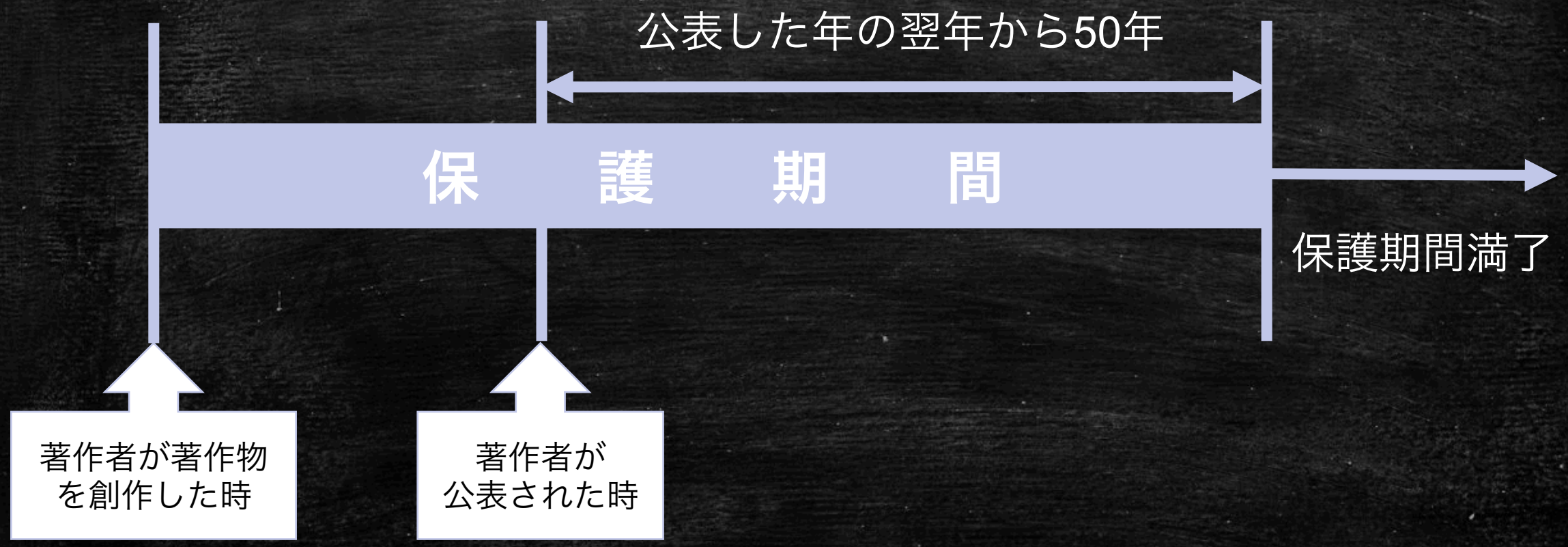

※著作者の死後50年経過が明らかになれば、実名の著作物と同様になる。

制限される権利

① 私的複製
→第３０条

② 引用
→第３２条

③ 学校などにおける複製
→第３５条

④ 営利を目的としない上映等
→第３８条

舞台表現科の実践

動画の制作（踊り・演劇）

- 舞踊専攻
  - 踊りを踊っている動画
- 演劇専攻
  - テーマに沿って歩いている動画
- 条件
  - 複数人で作成してもOK

動画を構成しているもの

1. 曲（あれば）

2. 振付

3. 実演家（演奏している人）

4. 録音・録画物

動画を構成しているもの

1. 曲（あれば）　ー　著作物

2. 振付　ー　著作物

3. 実演家（演奏している人）
　ー　実演

4. 録音・録画物　ー　著作物

著作物の定義
思想または感情を創作的に表現し、
文芸、学術、美術または音楽に属するものをいう。
（著作権法第２条第１項第１号）

実演の定義
著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗読し、またはその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう
（著作権法第２条第１項第３号）

レコードの定義
蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
（著作権法第２条第１項第５号）

動画を構成しているもの

1. 曲（あれば）　ー　著作物　ー　著作権

2. 振付　ー　著作物　ー　著作権

3. 実演家（演奏している人）
　ー　実演　ー　著作隣接権

4. 録音・録画物　ー　著作物　ー　著作権

保護期間

① 実名（周知の変名）の著作物

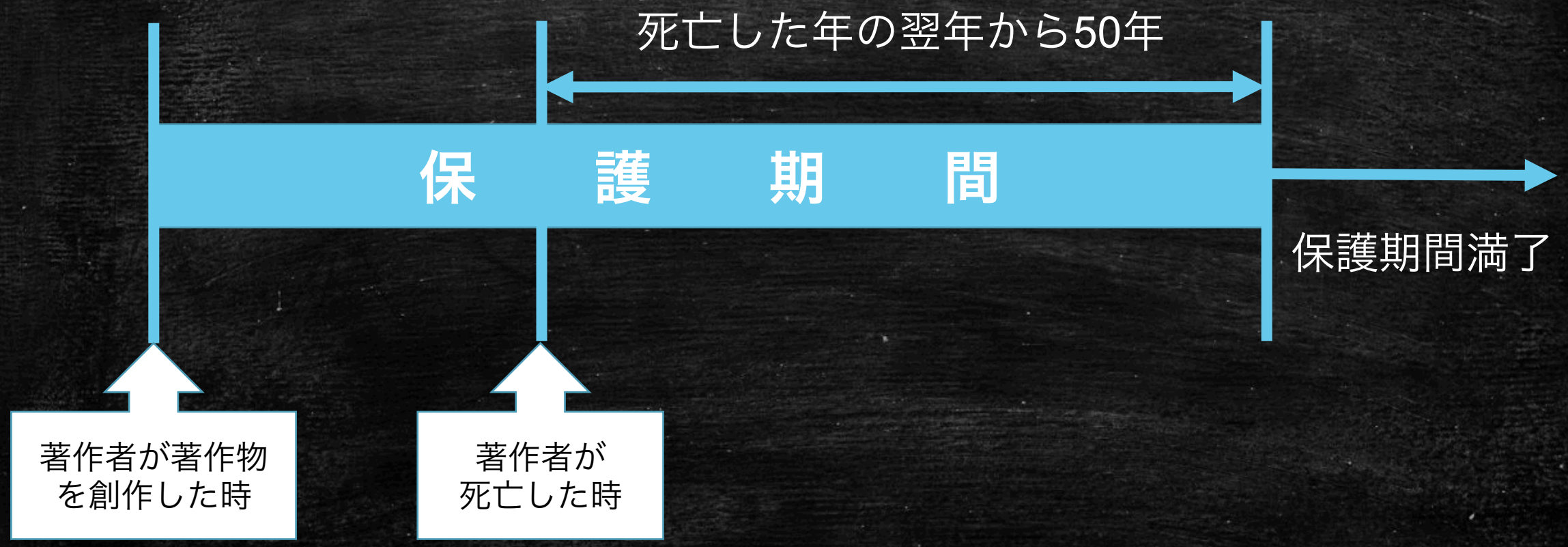

※共同著作物の場合、一番最後に亡くなった著作者の死後50年まで

保護期間

② 無名・変名の著作物

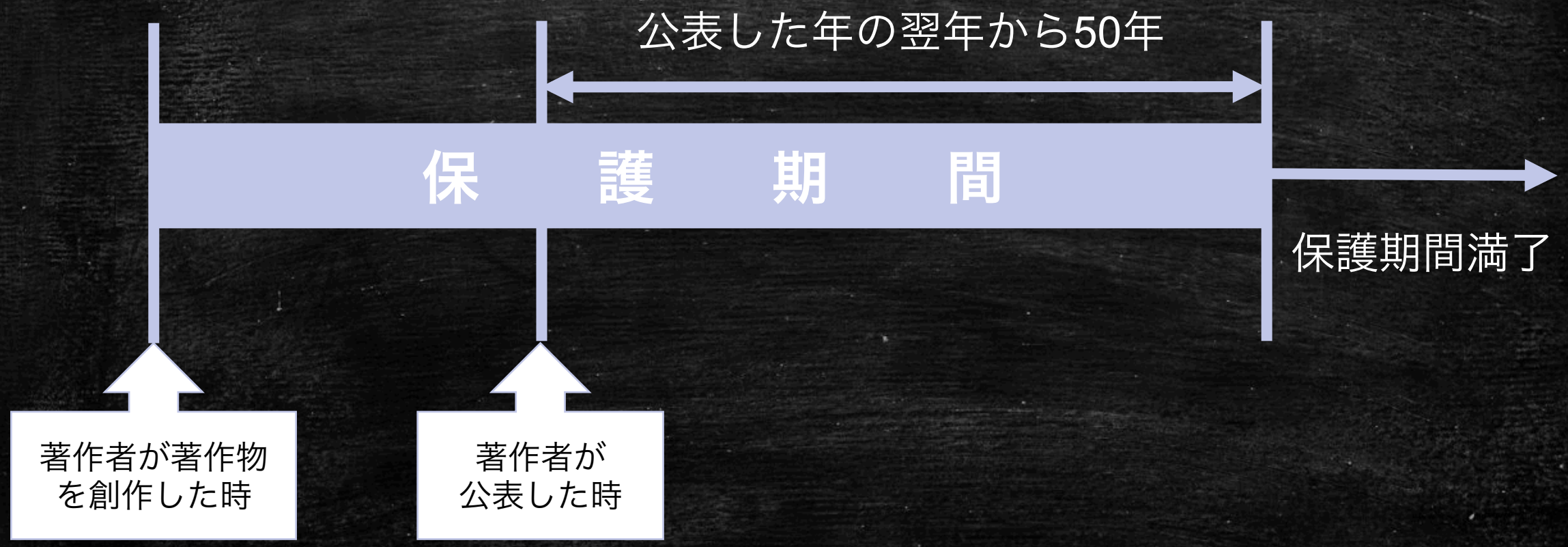

※著作者の死後50年経過が明らかになれば、実名の著作物と同様になる。

保護期間（著作隣接権）

① 実演家

保護期間

③　映画の著作物

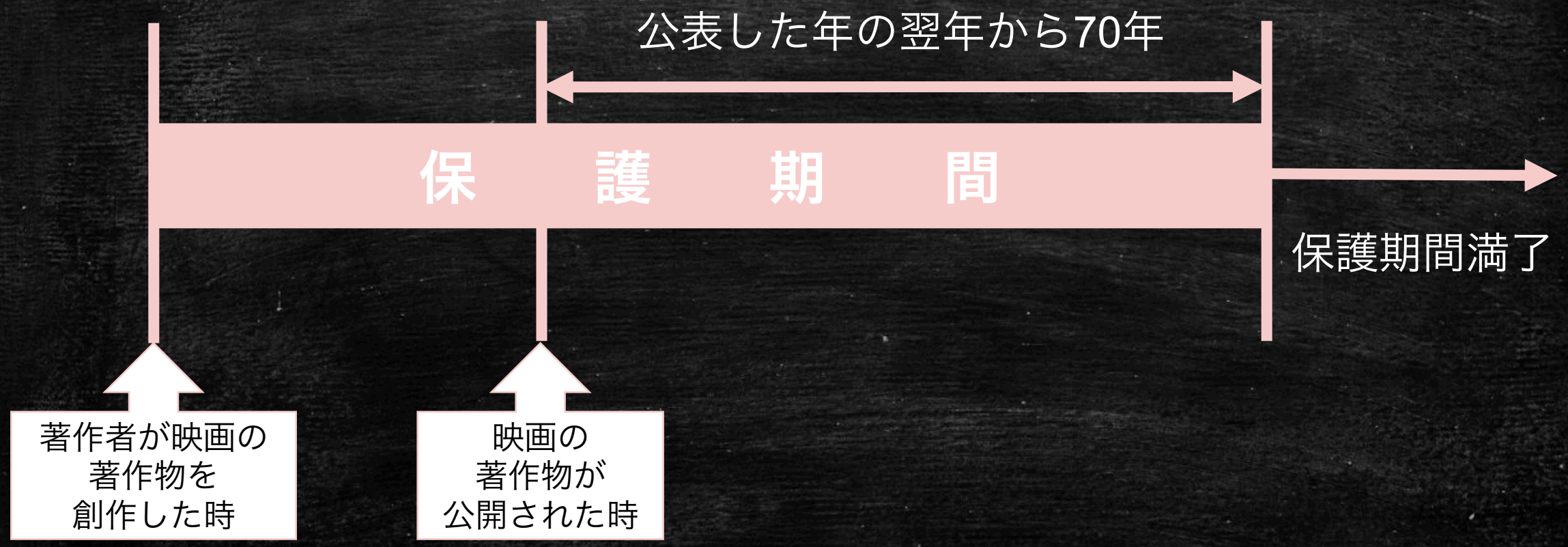

※映画の著作物が公表されなかった場合は創作時から70年

著作者・実演家の持つ権利

誰かに勝手に

○○されない権利

権利の種類①著作者人格権

公表権	自分の著作物を勝手に公表されない権利 ※ただし、美術の著作物のオリジナル作品や未公表の写真の著作物を第三者に譲渡した場合は権利を主張できません。
氏名表示権	自分の著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合は、どのような表示にするかを決められる権利
同一性保持権	自分の著作物を勝手に改変されない権利

権利の種類②著作財産権

著作物の	有形的再製	複製権
	提示	上演・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権
	提供	頒布権、譲渡権、貸与権
二次的著作物の	作成	翻訳・編曲・変形・翻案
	利用	上記の各権利

※上映とは、映写機などの機械を通して著作物をスクリーンなどに映し出すということ

権利の種類③実演家人格権（著作隣接権）

氏名表示権	自分の実演に氏名を表示するかしないか、表示する場合はどのような表示にするかを決められる権利
同一性保持権	自分の実演について、勝手に名誉声望を害するような改変をされない権利

権利の種類④実演家の権利（著作隣接権）

権利の種類	内容
録音・録画権	自分の実演を勝手に録音・録画されない権利
放送・優先放送権	自分の実演を勝手に放送・優先放送されない権利
送信可能化権	自分の実演をインターネット配信するために勝手にアップロードさえない権利
譲渡権	自分の実演した録音・録画物を買ってに公衆に譲渡されない権利
貸与権	商業用レコードを勝手に貸与されない権利
商業用レコードの二次使用権	商業用レコードを用いた放送・優先放送について二次使用料を請求する権利

権利の種類⑤ レコード製作者の権利（著作隣接権）

権利の種類	内容
録音・録画権	自分の実演を勝手に録音・録画されない権利
放送・優先放送権	自分の実演を勝手に放送・優先放送されない権利
送信可能化権	自分の実演をインターネット配信するために勝手にアップロードさえない権利
譲渡権	自分の実演した録音・録画物を買ってに公衆に譲渡されない権利
貸与権	商業用レコードを勝手に貸与されない権利
商業用レコードの二次使用権	商業用レコードを用いた放送・優先放送について二次使用料を請求する権利

音楽科の実践

動画の制作（演奏）

- 練習曲等を弾いている動画
- 条件
  - 動画に顔や姿が入っていなくても良い
  - 過去のものでもOK
  - Youtube等にすでにアップしているものでもOK
  - （音楽科の先生には見せない）

映像を構成しているもの

1. 曲

2. 演奏家（演奏している人）

3. 録音・録画物

映像を構成しているもの

1. 曲
   ー　著作物

2. 演奏家（演奏している人）
   ー　実演

3. 録音・録画物
   ー　著作物

著作物の定義
思想または感情を創作的に表現し、文芸、学術、美術または音楽に属するものをいう。
（著作権法第２条第１項第１号）

実演の定義
著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗読し、またはその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう
（著作権法第２条第１項第３号）

映像を構成しているもの

1. 曲
   ー　著作物　ー　著作権

2. 演奏家（演奏している人）
   ー　実演　ー著作隣接権

3. 録音・録画物
   ー　著作物　ー　著作権・著作隣接権

保護期間

① 実名（周知の変名）の著作物

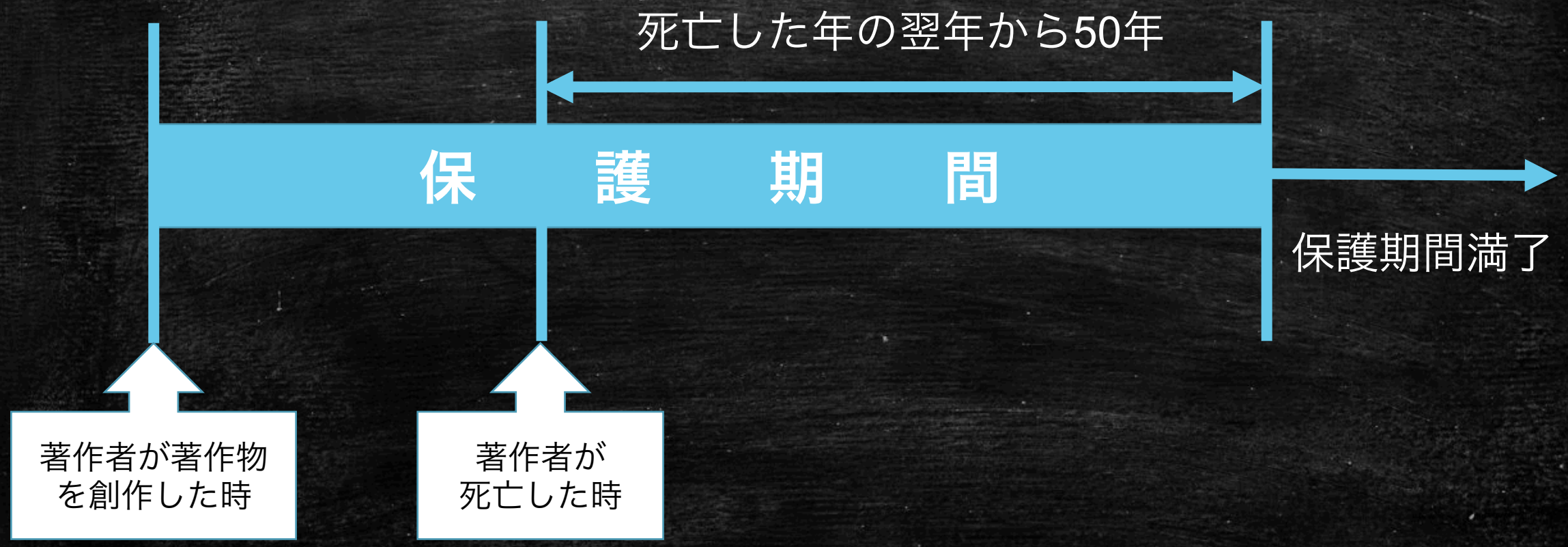

※共同著作物の場合、一番最後に亡くなった著作者の死後50年まで

保護期間

② 無名・変名の著作物

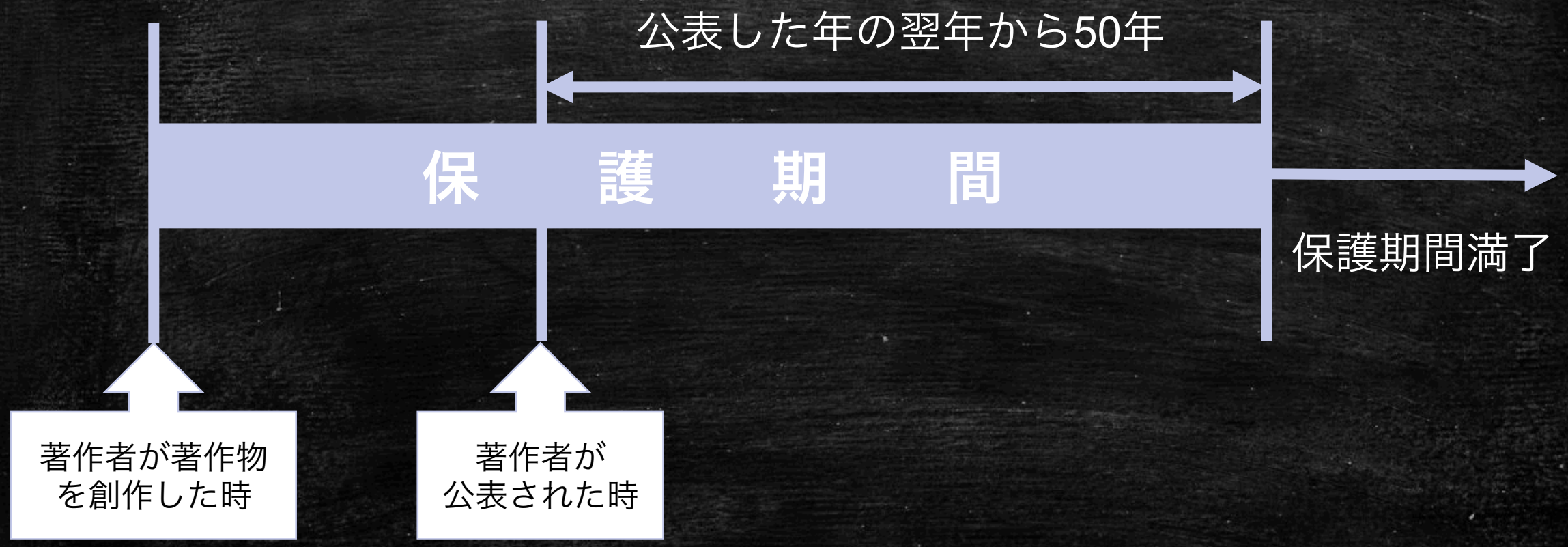

※著作者の死後50年経過が明らかになれば、実名の著作物と同様になる。

保護期間（著作隣接権）

① 実演家

保護期間

③　映画の著作物

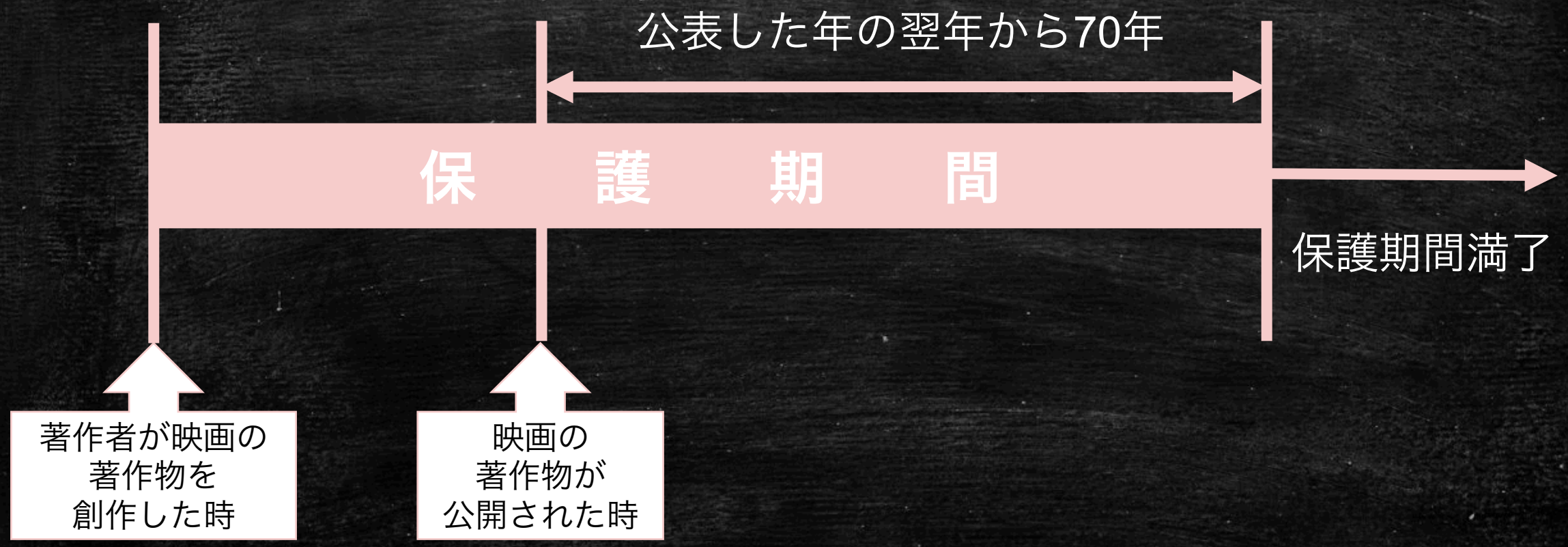

※映画の著作物が公表されなかった場合は創作時から70年

著作者の持つ権利

誰かに勝手に

〇〇されない権利

権利の種類①著作者人格権

公表権	自分の著作物を勝手に公表されない権利 ※ただし、美術の著作物のオリジナル作品や未公表の写真の著作物を第三者に譲渡した場合は権利を主張できません。
氏名表示権	自分の著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合は、どのような表示にするかを決められる権利
同一性保持権	自分の著作物を勝手に改変されない権利

権利の種類②著作財産権

著作物の	有形的再製	複製権
	提示	上演・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権
	提供	頒布権、譲渡権、貸与権
二次的著作物の	作成	翻訳・編曲・変形・翻案
	利用	上記の各権利

※上映とは、映写機などの機械を通して著作物をスクリーンなどに映し出すということ

制限される権利

① 私的複製
→第３０条

② 引用
→第３２条

③ 学校などにおける複製
→第３５条

④ 営利を目的としない上映等
→第３８条

権利の種類③実演家人格権（著作隣接権）

氏名表示権	自分の実演に氏名を表示するかしないか、表示する場合はどのような表示にするかを決められる権利
同一性保持権	自分の実演について、勝手に名誉声望を害するような改変をされない権利

権利の種類④実演家の権利（著作隣接権）

権利の種類	内容
録音・録画権	自分の実演を勝手に録音・録画されない権利
放送・優先放送権	自分の実演を勝手に放送・優先放送されない権利
送信可能化権	自分の実演をインターネット配信するために勝手にアップロードさえない権利
譲渡権	自分の実演した録音・録画物を買ってに公衆に譲渡されない権利
貸与権	商業用レコードを勝手に貸与されない権利
商業用レコードの二次使用権	商業用レコードを用いた放送・優先放送について二次使用料を請求する権利

権利の種類⑤ レコード製作者の権利（著作隣接権）

権利の種類	内容
録音・録画権	自分の実演を勝手に録音・録画されない権利
放送・優先放送権	自分の実演を勝手に放送・優先放送されない権利
送信可能化権	自分の実演をインターネット配信するために勝手にアップロードされない権利
譲渡権	自分の実演した録音・録画物を買ってに公衆に譲渡されない権利
貸与権	商業用レコードを勝手に貸与されない権利
商業用レコードの二次使用権	商業用レコードを用いた放送・優先放送について二次使用料を請求する権利

音楽業界と著作権

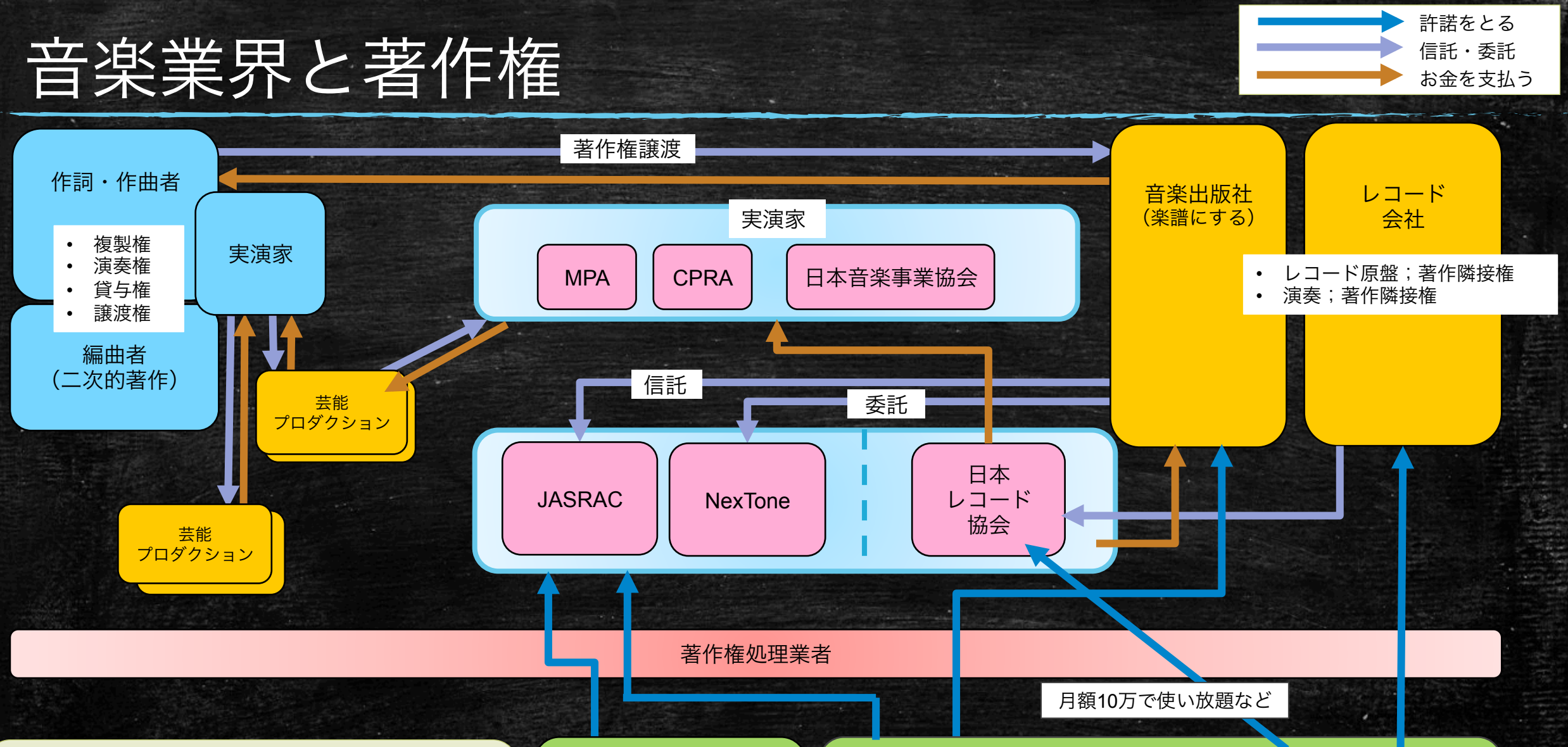

学校の授業での利用（35条適用）
- **その授業をする**先生
- **その授業を受ける**児童生徒
- **授業（出欠をとる）**での使用　例：運動会・文化祭
- **同時配信**による遠隔授業

ライブなどで演奏

CD音源ではなく、
誰かが演奏などする音楽

- **配布物**
- **ホームページ**
- **SNS**
- **録画配信(遠隔授業)**

※学校で作っても許諾が必要です

授業の感想

- 美術の作品の権利や著作権がどういう仕組みになっているのかがわかってよかった。
- 実演家の権利についてしることができた。振付にも権利があることを意識できるようになったと思います
- 保護期間の話が最初はわかりずらかったけど、みんなに例えていて理解することができました卍
- 私たちがとった動画にもいくつかの権利がついていて、驚きました。
- あらかじめ私たちに情報の絵を描かせるのは少しいらないかなと思いました。思ったより使わなかったので。少し負担が大きかったです。

おわりに

- 絵を描くのが好き
  ・描いた絵から学ぶ著作権

- 演じる・演奏するのが好き
  ・動画から学ぶ著作権

- 座学だけで行うよりは具体的な例をあげて知的財産について理解させることができた

- 実際に必要になるのは高校を卒業してから
  - バレエ団等に入団
  - 大学等に進学
  - 弟子になる等で就職